

＜此花区在宅医療・介護連携相談支援室 電話 080-4702-1960＞



☆☆☆ **新型コロナウイルス電話相談窓口** ☆☆☆

- ①大阪府(9:00～18:00、土日祝も対応)  
専用電話:06-6944-8197 ファクス:06-6944-7579
- ②大阪市帰国者・接触者相談センター(24時間):感染が疑われる場合  
電話:06-6647-0641 ファクス:06-6647-1029 (大阪市保健所)
- ③大阪国際交流センター外国人専用(平日9:00～19:00、土日祝9:00～17:30)  
電話06-6773-6533 Eメール center@ih-osaka.or.jp  
※対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、日本語
- ④厚生労働省(9:00～21:00、土日祝も対応) 電話0120-565-653

① **会内活動** ～(多職種の)顔の見える化・(支援室の)プラットホーム化を目指して～

◆ **新型コロナウイルス対策(情報提供)**: 啓発ポスター(日本語・中国語・英語表記)を、UFJ 周辺を含め、此花区内の21のホテルに配布しました。

◆ **此花区認知症啓発研修会**: 1月22日(水)開催(於・此花会館4階)。  
「認知症予防と終活のススメ」と題して、認知症施策推進大綱における”認知症予防”にスポットをあて、ACPの現状や任意後見契約等の実際に関する講演がありました。特に、安田副会長からは、アルツハイマー型認知症等の予防策の説明と注意喚起がありました。

◆ **此花区民向け認知症理解啓発映画上映会**: 1月29日(水)開催(於・此花区民ホール)。  
板東博志会長からの挨拶、タイムスケジュールの説明があり、映画が上映されました。主な登場人物は撮影当時、母87歳(昭和4年生)、父95歳(大正9年生)、監督である娘55歳(昭和36年生)、場所は広島県呉市です。母はアルツハイマー型認知症となり、父は最近耳が遠くなり、娘は東京在住という典型的な「老老介護」のリアルなドキュメンタリーです。

上映の後、娘である信友直子監督から講演がありました。その中で、介護に対する思いとして、「家族は介護を抱え込まない。自分たちで無理のない介護をすべき。そのためには、介護サービスの導入は重要で、かつ近所の人との関わりも大切」との思いが述べられ、また「制度としての(無機質な)介護サービスは要らない。人と人がつながった介護サービスなら有り難い。笑顔でいることが大事」との発言もありました。



◆ **「まちの保健室」**(相談無料): 2月13日(木)開催(於・FUTABA・四貫島商店街内)

今回8名(10月以来の累計56名)から、健康や介護等の相談がありました。

◆ **「此花区在宅医療・介護連携相談支援室相談」**(相談無料): 随時(主に電話相談)

1月14日～2月18日の間、6件あり、医療機関の紹介などを行いました。

◆ **「此花区医師会訪問看護ステーション」**: 四貫島 2-18-13・電話 6460-3356/FAX 6460-3358  
医師会立のステーションです。受付時間は、9:00～17:00(土日祝・年末年始除く)です。

② **地域の案内** いずれも此花区社会福祉協議会(6462-1224)に連絡して下さい。

□此花区見守り相談室:福祉に関する様々な相談を受けています!

□このはな助けあいの会「あいっこ」:有償ボランティアの会です。利用・活動会員を募集中です!

③ **お知らせ** 此花区役所(春日出北1-8-4・電話6466-9986)

◎「**おおさか精神科救急ダイヤル**」:0570-01-5000

(平日17:00~翌9:00、土日祝・年末年始9:00~翌9:00)

◎**薬物依存症相談窓口「フリーダム**」:06-6320-1196(毎週土曜日15:00~19:00)

◎厚生労働省「**児童虐待通告ダイヤル**」:情報提供の場合は、全国共通「189」(いちはやく)で、固定・携帯電話ともに通話料無料。相談の場合は、0570-783-1899(有料)

◎「**『男』悩みのホットライン**」:生き方や仕事のことなどで「相談にのってほしい」と思う男性諸氏は多いはず。06-6945-0252(毎月第1・2・3月曜日の19:00~21:00)

◎大阪府動物虐待「**おおさかアニマルポリス**」:担当者が犯罪と判断すれば大阪府警察本部に連絡し、そうでなければ行政対応としている。**#7122**(悩んだら・わん・にゃん・にゃん)

◎**成年後見制度における「診断書」**:今般最高裁判所は、成年後見の家庭裁判所申立て時に必要な医師の「診断書」の様式を、**更に改訂(マイナーチェンジ)**しました。新「診断書」をご希望の場合は、**本会事務局(電話6462-0572)までご連絡下さい。**

④ **トピックス** ~テーマは、自分で決めること(自発的意思の尊重)です!~

☆**認知症施策推進大綱**(昨年6月発出):「共生と予防」をテーマに、当事者とともに認知症啓発にも力を入れていく他、認知症予防にも積極的に取組むとし、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消(通いの場の拡充)等の重要性を提示しました。

☆**成年後見制度**:成年後見制度には、法定後見(認知症等で判断能力が衰えた時)と任意後見(元気な時)の2つがあります。任意後見には、①見守り(安否確認等)or生前事務委任(財産管理等)、②任意後見、③死後事務委任(葬儀・法要の手配等)の各契約があり、特に、身寄りのない独居の方にお勧めです。契約形態としては、①②③の3点セット契約が多く、公証役場で、「公正証書」の契約書を締結します。昨今、現役のヘルパーさんが見守り契約を結び、行政書士の支援(家族代行)を依頼しているケースなどがあります。高齢者支援の選択肢の一つとして、任意後見は有効です。なお、①~③は、いずれも報酬が発生します。

法定後見	本人の状態	任意後見
注:本人住所地の家庭裁判所に、後見等開始を申立てます。申立てできる人は、配偶者、4親等内の親族、検察官等となっています。	元 気	関係公的機関:公証役場(公証人)
	↓	見守り契約
		生前事務委任契約
		任意後見契約
↓	死後事務委任契約	
後見(保佐・補助)開始申立て ⇒法定後見の開始	判断能力↓	任意後見監督人選任申立て ⇒任意後見の開始
関係公的機関:家庭裁判所	↓	関係公的機関:家庭裁判所
後見(保佐・補助)の終了	死 亡	任意後見の終了 ⇒死後事務委任契約の開始